

令和8年度公益財団法人鳥取県スポーツ協会常勤嘱託職員
採用試験実施要領

(公財) 鳥取県スポーツ協会

1 目的

(公財) 鳥取県スポーツ協会指定管理施設の施設管理、スポーツ教室及びその他の事務を補助する嘱託職員を募集する。

2 受験資格 ① 日本スポーツ協会スポーツ指導員資格取得者

② その他スポーツに準じた資格取得者

③ スポーツ（体育）施設に勤務した実績のある者

*①～③いずれかに該当する者

3 採用人数 1名

4 雇用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 募集手続

(1) 募集期間

令和8年2月12日（木）から令和8年3月5日（木）まで

(2) 提出書類

ア 履歴書（市販A4版のもの）

イ 資格証明書の写し

(3) 提出先

ア 米子市皆生市民プールまで郵送又は持参すること。なお、郵送する場合は書留で郵送すること。

*宛先 〒683-0001 米子市皆生温泉3丁目18番3号

*宛名 米子市皆生市民プール 担当 本田

*郵送する場合は、3月4日(火)必着とする。

*持参する場合は、水曜日を除く日の午前10時から午後5時まで受付ける。

イ 封筒の表に「職員採用出願書類在中」と朱書きすること。

6 採用試験の内容

（1）書類審査

- ア 提出された書類により審査を行う。
- イ 結果は、募集期間終了後に応募者全員に連絡する。

（2）面接審査

- ア 書類審査の合格者に対して面接を実施する。
- イ 面接の日時及び場所は後日連絡する。

7 採用者の決定等

- （1）面接審査の結果に基づき採用者を決定する。
- （2）選考の結果は、面接後1週間以内に連絡する。
- （3）採用予定は、令和8年4月1日付とする。

8 職務内容等

- （1）嘱託職員は、主に次の職務を行う。
(公財)鳥取県スポーツ協会指定管理施設の施設管理、水泳教室及びその他の事務の補助
- （2）採用時の勤務場所は次のとおり予定する。
米子市皆生市民プール（米子市皆生温泉3丁目18番3号）
- （3）給与、勤務時間等については次のとおり。
 - ア 給与月額：160,400円程度（高校卒初任給）
*月平均労働日数：21日
 - イ 社会保険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
 - ウ 勤務時間等：1週間あたり38時間45分を超えない範囲

9 その他

問い合わせは、米子市皆生市民プール宛てに行うこと。

〒683-0001

米子市皆生温泉3丁目18番3号

米子市皆生市民プール

担当：本田

電話：(08597)34-6750